

東久留米市勤労市民共済会日帰り旅行補助規程

(目的)

第1条 この規程は、東久留米市勤労市民共済会（以下「勤労市民共済会」という。）会員の余暇活動を充実させるため会員が参加した日帰り旅行への補助に必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助対象経費は、会員が参加した旅行会社販売のバス並びに鉄道、船等の日帰り旅行費で3000円以上のものとする。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、勤労市民共済会の会員とする。

(補助金の交付)

第4条 補助金の交付は、年度1回とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、一律1000円とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金を受けようとする者は、勤労市民共済会利用補助金申請書及び領収書兼支出命令書（補助金様式第1号）に必要な事項を記入の上、氏名及び金額、旅行実施日の表示のある領収書を添付し申請するものとする。

ただし、領収書に参加者氏名及び金額、旅行実施日等の記載がない場合は、それが確認できる資料等を添付するものとする。

2 補助金の申請は、入会翌月以降の旅行からとする。

(補助金の支払)

第7条 補助金の支払いは、申請書確認後速やかに支払うものとする。

(請求の時効)

第8条 補助金の請求は旅行参加日の1年以内とし、その後は失効する。

(委任)

第9条 この規程の施行について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行し、同日から適用する。
- 2 この規程は、平成28年4月1日から施行し、同日から適用する。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、同日から適用する。